

「秋田花まるっ住宅ガイドライン(案)」についての意見募集結果について

平成17年8月8日

秋田花まるっ住宅ガイドライン(案)に関して、去る平成17年6月9日から7月11日まで、広く県民の方々から意見を募集しましたがその結果、2名から応募がありました。県としての意見を付して公表します。

	意見	県の考え方
(1)	核家族化が進行する中で、住まいには家族が語り合える空間等精神的拠り所となる「場」としての配慮がガイドライン(案)には必要ではないか。	<p>住まいのあり方や役割も時代と共に変化してきました。しかし、ご意見のとおり、どのように時代が変わろうと、住まいは家族一人ひとりが自分らしく生き、精神的安定を得られる場所であることに変わりありません。また、住まいづくりは、自分と自分の家族を見直し考え話し合う過程が大切だと考えます。</p> <p>それらを踏まえてガイドラインは、高齢者だけでなく家族の暮らしやコミュニティにも配慮して、それぞれの家族にふさわしい住まいづくりを進められることを目指して作成しております。</p>
(2)	「3.1動線・動作空間」のガイドラインの内容と参照図との関係が理解しにくい。(特に高齢者などの寝室とトイレや居間との位置関係)	<p>高齢者などの寝室(将来高齢者などの寝室になることが想定される居室を含む)と各室との位置関係がわかる図に修正いたします。(修正案参考)</p> <p>修正案</p> <p>図 312 回遊性のある動線</p> <p>修正部分 (寝室を明記、間仕切り設置)</p>

〒 010 - 8570 秋田市山王4 - 1 - 1

秋田県建設交通部 建築住宅課 調整・住宅政策班

電話番号 : 018 - 860 - 2562

FAX番号: 018 - 860 - 3819

メールアドレス: kjseisak@mail2.pref.akita.jp